

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和 40 年岩手県訓令第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p>		<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p>	
1 企画理事、会計管理者、 本庁の部長、 <u>総合政策室長</u> 、 出納局長、理事及び技監	[略]	1 企画理事、会計管理者、 本庁の部長、出納局長、理 事及び技監	[略]
2 本庁の室長、担当技監、 首席政策監、参事、技術参 事、特命参事（室に置かれ る特命参事を除く。）、交 通政策参事、総括課長、政 策調査監、報道監、総務事 務センター所長、部付及び 局付	部長又は <u>総合政策室長</u>	2 本庁の副部長、室長、担 当技監、首席政策監、参事、 技術参事、特命参事（室に 置かれる特命参事を除く。 ）、交通政策参事、総括課 長、政策調査監、報道監、 総務事務センター所長、部 付及び局付	部長
3 企画室、地域振興支援室、 産業廃棄物不法投棄緊急特 別対策室、医師確保対策室、 総務室及び総合防災室の職 員（室長及び交通政策参事 の担当区分にある職員を除 く。）	[略]	3 企画室、地域振興支援室、 産業廃棄物不法投棄緊急特 別対策室、医師確保対策室、 <u>競馬改革推進室</u> 、総務室及 び総合防災室の職員（室長 及び交通政策参事の担当区 分にある職員を除く。）	[略]
[略]		[略]	
10 広域振興局総合支局の職 員で県民センター、保健福 祉環境センター、 <u>大東支所</u> 、 農林センター、土木センタ ー及び普及サブセンターの 職員	所長又は <u>支所長</u>	10 広域振興局総合支局の職 員で県民センター、保健福 祉環境センター、農林セン ター、土木センター及び普 及サブセンターの職員	所長

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第 12 号を次のように改める。

様式第 12 号（第 14 条関係）

復 命 書

第 1 ガイド 第 2 ガイド 第 3 ガイド ファイル名	決 裁 年 月 日	発 送 年 月 日
文 書 番 号		
文 書 日 付		
起 案 年 月 日 電 話 所 属 職 ・ 氏 名		
標 題	(復命)	
このことについて、次のとおり復命します。		
(要旨等)		
1 復命者職・氏名・印		
2 出張期間 年 月 日から 年 月 日まで		
3 用務		
4 用務先		
5 受命事項		
6 復命要旨及び関連特記事項		
7 主要資料名		
(回議)		
知 事 副 知 事		
部 長 総括課長 担当課長		
主 査 課 員		
(合議)		
取 扱 区 分	重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ()	
発 送 区 分	速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ()、その他 ()	

岩 手 県

備考 回議欄は、適宜変更することができます。

(A4)

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。